

# のうぎょうと 農業委員会 第35号

岡十和田市農業委員会

☎6740

## 農地情報（平成31年4月現在）

次の地域の農地について、受け手と出し手を募集しています。価格などの条件は交渉できる場合がありますので、希望する農家の人はご連絡ください。

### 受け手を募集しています

No.	区分	希望地域	登記地目	現況地目	合計面積 (㎡)	10 a当りの希望価格
H29 - 6	売却	奥瀬字下川目	1筆 田	田	3,022	要相談
H29 - 8	貸付・売却	切田字後瀬沢	1筆 田・畑	田・畑	15,615	要相談
		切田字前谷地	1筆			
		切田字谷地	1筆			
		切田字横道	3筆			
H29 - 9	売却	八斗沢字砂土路	1筆 田	田	3,555	要相談
H30 - 1	貸付・売却	藤島字後ノ沢	2筆 田	田	1,813	無償・要相談
		藤島字中道	1筆			
H30 - 2	貸付	三本木字並木西	2筆 田	田・畑	3,626	1万8千円
H30 - 8	貸付	三本木字西小稲	2筆 田	田	1,990	5千~1万円
H30 - 10	貸付	沢田字筒場	3筆 畑	田	6,422	1万円
H30 - 12	貸付	藤島字狐森	1筆 田	田	2,699	5千円
H30 - 13	売却	相坂字高清水	2筆 畑	畑	5,818	25万円

### 出し手を募集しています

No.	区分	希望地域	現況地目	希望面積 (㎡)	作付予定	10 a当りの希望価格
H29 - 1	買受	大沢田字大下内周辺	田・畑	-	-	要相談
H29 - 2	買受	奥瀬または沢田	田	-	-	要相談
H29 - 3	借入・買受	深持（板ノ沢周辺）および三本木（八郷周辺）	田・畑	-	-	借入買受 要相談 20~30万円
H30 - 1	借入・買受	一本木沢および高清水周辺	田・畑	-	大豆	要相談

**知らないと損する**

60歳未満  
国民年金  
第1号被保険者  
年間60日以上  
農業に従事

以上の要件を満たす人ならどなたでも加入できます。

農業者年金に加入して  
安心して豊かな老後を

詳しく知りたい人は  
農業委員会まで  
気軽にお電話ください  
(あなたの受給額シミュレーションもご提示できます)

**税制面で大きな優遇措置があります**

- 支払った保険料は、家族の分も含めて全額が社会保険料控除の対象となります。
- 農業者年金基金が保険料を運用して得られる収益は非課税です。
- 将来受け取る農業者年金には、公的年金等控除が運用されます。

つまり生涯を通して税制上の優遇措置があります

農業者年金に加入すれば ~農業者年金の支給額の試算~

加入年齢	納付期間	保険料 納付総額	年金額（年額）		想定される受給総額	
			男性	女性	男性	女性
20歳	40年	960万円	77万円	65万円	1,645万円	1,742万円
30歳	30年	720万円	51万円	43万円	1,092万円	1,156万円
40歳	20年	480万円	30万円	25万円	646万円	684万円
50歳	10年	240万円	13万円	11万円	288万円	305万円

※上のケースは、通常加入で保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.35%となった場合の試算です。受取総額は65歳での農業者年金加入者について想定している平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92歳まで生存した場合の金額です。  
※運用利回りは、加入後の経済変動により上下します。制度発足以降の15年間（平成28年度まで）の運用利回りの平均は、年率2.77%です。  
※予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、平成30年度は0.35%となっています。  
※各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。

出典：独立行政法人農業者年金基金リーフレット

## 農地は適正に管理しましょう

◆農地転用とは…  
農地を住宅や店舗、駐車場として利用するなど、農地以外の用途にすることをいいます。  
一時的に資材置き場や砂利採取場として利用する場合でも、転用許可が必要となります。  
登記地目が山林・原野などでも、現況地目が農地の場合には、許可の対象となります。

◆無断で転用すると…  
許可を受けずに無断で転用すると農地法違反となり、工事の中止、原状回復などの行政処分や、罰則として3年以下の懲役または300万円以下の罰金が科せられることがあります。

◆耕作ができない人は…  
高齢や労力不足、あるいは農地を相続したけれど農業をしたことがないなどの理由で農地を放置している人、貸したい人の希望を受け付けています。また、農地中間管理機構でも一定の条件に該当する場合に農地の借り手を探すことができますので、気軽に相談ください。

◆農地転用は許可が必要です  
農地を転用するには、農地中間管理機構に申請し、許可を得る必要があります。許可を得た後は、農地中間管理機構から農地を借り受け、転用を行います。

◆耕作ができない人は…  
農地を荒廃させてしまうと、元の優良な農地に戻すには相当な労力と時間がかかります。  
遊休農地にしておくと、雑草の繁殖や種子の飛散・病害虫の発生などにより周辺の農地に悪影響を及ぼすとともに、ごみなどを不法投棄される恐れもあります。また、遊休農地に認定されたまま放置していると固定資産税の課税が現行の1.8倍になる場合もあります。



耕作放棄地の一例

◆耕作ができない人は…  
高齢や労力不足、あるいは農地を相続したけれど農業をしたことがないなどの理由で農地を放置している人、貸したい人の希望を受け付けています。また、農地中間管理機構でも一定の条件に該当する場合に農地の借り手を探すことができますので、気軽に相談ください。



講師の指導のもと  
手作りのおいしい料理ができました

おいしくできました！  
交流会第10弾「恋ラテックキング」

昨年12月22日、市民交流プラザ「トワレ」において、市農業後継者対策協議会主催による交流会第10弾「恋ラテックキング」を開催しました。男性6人、女性3人が参加し、オープンサンド・デザートピザ作り、ラテアート体験などを楽しみました。トワレのキッチンスタジオを貸し切って行われた今回の交流会は、料理教室の豊川彰子先生を講師として招き、生地づくり・食材のカットから共同で作業しました。4種類のオープンサンド・デザートピザが出来上がり、楽しい雰囲気の中、試食会では会話も弾んでいたようでした。今年の夏にも交流イベントを予定していますので、お楽しみに。



下洗地区での移動農業委員会の様子

昨年度は  
移動農業委員会を2地区で開催

今年1月27日に下洗地区、2月22日に立崎地区で移動農業委員会を開催し、地区の農業者約50人が参加しました。  
農業委員会から①農地中間管理事業②農業者年金などについて説明しました。  
その後、参加者から各説明事項についての質疑があり、活発な意見交換が行われました。  
移動農業委員会は、農業委員会が地域に向かい、地域の皆さんと膝を交えて意見交換を行い、さまざまな仕組みを伝え、農業経営を支援するものです。ぜひ、皆さんの地区でも開催してみませんか。詳しくはお問い合わせください。